

## 保険法における告知義務

## 1. はじめに

保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、2008年5月30日に法律として成立し、同年6月6日に公布されました。保険法(平成20年法律第56号)の施行時期は、2010年4月1日からとなっています。

今般の保険法の成立は、約100年近くにわたって、実質的な改正がなされていない商法の保険契約に関する規定について、全面的な見直しを行い、商法から独立した単行法化するものです。これにより、保険契約に関する商法上の多くの課題が解決され、保険契約をめぐる関係者のルールの現代化や合理化が行われました。しかしながら、未解決のままとされた問題もあり、また、保険法の制定により、新たな問題も生じています。

本ニューズレターにおいては、保険法のうち、新たな規定が導入され、また、商法時から議論の多い告知義務とその効果について簡単に紹介を行いたいと思います<sup>(1)</sup>。

## 2. 告知義務

## (1) 告知義務

商法においては、告知義務について、「保険契約の当時保険契約者(生命保険契約の場合には、保険契約者又は被保険者)が悪意又は重大なる過失に因り重要な事実を告げず又は重要な事項に付き不実の事を告げたときは保険者は契約の解除を為すことができる」(商法644条1項本文、商法678条1項本文)と、告知義務違反の効果が規定されているのみであって、告知義務の意義や内容については解釈に委

本ニューズレターの執筆者

たかはし しんいち  
高橋 真一パートナー  
弁護士いのうえ ゆうこ  
井上 裕子アソシエイト  
弁護士

ねられていました。

これに対し、保険法は、告知義務の内容について、保険契約者<sup>(2)</sup>又は被保険者<sup>(3)</sup>になる者は、危険に関する重要な事項のうち保険者<sup>(4)</sup>になる者が告知を求めたもの(以下「告知事項」といいます。)について、事実の告知をしなければならない(保険法4条、37条、66条)と明文化し、更に、告知義務違反の効果を義務内容とは別に定めました(保険法28条、55条、84条)。商法においては、告知義務は保険契約者又は被保険者の自発的申告義務であると解されていましたが、保険法では、保険者になる者が告知を求めたものについて告知しなければならないとして、告知義務の性質を質問応答義務に転換しています。

## (2) 告知事項

告知事項は、「危険に関する重要な事項」のうち保険者になる者が告知を求めたものです。「危険」とは、損害保険契約について、損害保険契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性(保険法4条)、生命保険契約について、保険事故(被保険者の死亡又は一定の時点における生存)の発生の可能性(保険法37条)、傷害疾病定額保険契約について、給付事由(傷害疾病による治療、死亡その他の保険給付を行う要件として傷害疾病定額保険契約で定める事由)の発生の可能性(保険法66条)と定義されています。

また、危険に関する「重要な事項」に該当するか否かについては、従来、保険取引の通念によって客観的基準によるべきか(客観説)、個々の保険者が準拠していた基準によるべきか(主観説)の2説が主張されており、判例においては保険者が当該事項を知ったならば保険契約の引き受けを拒絶したか又は少なくとも同一条件(保険料)では引き受けなかったであろうと客観的に考えられる事実をいう<sup>(5)</sup>と解されています。この

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室  
(電話: 03-5562-8352 E-mail: info@jurists.co.jp)

問題について、保険法は、いずれの考えによるべきかは規定せず、解釈に委ねています。

### (3) 告知義務違反の効果

#### ① 保険者による解除

告知義務違反の効果について、保険法は、「保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは」保険契約を解除することができる規定しています(保険法 28 条、55 条、84 条)。この点、商法上も同様の規定があり、「悪意」は故意であると解されていることから、商法の規定から変更はありません。

告知義務違反による解除がなされた場合、保険契約は将来に向かって効力を失います(保険法 31 条 1 項、59 条 1 項、88 条 1 項)。そして、告知義務違反による解除がなされた場合、解除がなされたときまでに発生した保険事故や傷害疾病について、保険者は免責されます(保険法 31 条 2 項 1 号本文、59 条 2 項 1 号本文、88 条 2 項 1 号本文)。

#### ② 告知妨害等

保険法は、告知義務違反があった場合でも保険者が保険契約を解除できない場合(解除権阻却事由)として、商法においても規定されていた保険者が告知事項に関する事実を知り又は過失によって知らなかった場合に加え、保険媒介者が保険契約者等による告知を妨げた場合と保険媒介者が不告知・不実告知を勧めた場合を新たに規定しました(保険法 28 条 2 項、55 条 2 項、84 条 2 項)。

保険媒介者とは、保険者のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、保険契約の締結の代理権を有しない者をいいます(保険法 28 条 2 項 2 号)。従って、契約締結の代理権を有しない生命保険募集人等は、保険媒介者に該当しますが、契約締結の代理権を有する損害保険代理店や、保険仲立人は該当しないと解されています<sup>(6)</sup>。

従前、保険契約者側に告知義務違反があった場合で、保険者が告知義務違反に係る事実を知っていたか又は過失によ

り知らなかったかが争われる事案において、保険者から告知受領権を付与されている保険募集人や診査医が重要事実を知り又は過失により知らなかった場合は、保険者は解除権を行使できないと解されているのに対し、告知受領権を与えられていない者<sup>(7)</sup>が、保険契約者等に対して、告知妨害を行った場合には、告知受領権を有しないことを理由に、保険者の悪意又は過失に該当せず<sup>(8)</sup>、保険者は解除権を行使できると解されていたため、保険契約者保護の観点から強く批判されていました。保険法は、保険媒介者の告知妨害等が解除権阻却事由に該当することを定め、かかる問題点について、立法により解決を図りました。

#### ③ 告知義務違反と告知妨害等の間に関連性がない場合

ところで、告知妨害等を解除権阻却事由として明文化するに当たり、保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が告知義務違反をしたであろうと認められる場合、即ち、保険契約者等による告知義務違反と告知妨害等の間に関連性(因果関係)がない場合<sup>(9)</sup>については、そのような保険契約者等を保護する必要はないこと及び保険媒介者の指揮や監督を保険者が行ったとしても告知義務違反を防ぐことができない以上保険者の解除権を阻却する前提を欠くとして、原則に戻って保険者による契約の解除を認めています(保険法 28 条 3 項、55 条 3 項、84 条 3 項)。

#### ④ 因果関係不存在の特則

告知義務違反による解除がなされた場合、保険者は、解除がなされたときまでに発生した保険事故や傷害疾病について免責されますが、告知義務違反があった事実に基づかずに発生した保険事故や傷害疾病に関する責任については、免責の対象となりません(保険法 31 条 2 項 1 号、59 条 2 項 1 号、88 条 2 項 1 号)。これは、保険事故等と告知されなかった事実との間に因果関係がないときは、保険者は告知義務違反による解除はできますが、既発生の因果関係のない事故等に関する限りでは、損害のてん補又は保険給付の責任を免れないとするものです(因果関係不存在の特則)。

保険者の危険選択の機会を保障しようとする告知義務の制

度の趣旨に鑑みると、因果関係不存在の特則のような例外を認めることは、本来保険に加入できなかった保険契約者に偶然の利得を与えるものであり、また、告知義務を履行した保険契約者との間での公平も害するおそれがあることを理由に、商法時から、立法論としては、この様な例外は削除すべきであるという見解も有力でした。しかし、告知義務違反をいかなる要件で認めるかは立法政策上の問題であり、また、重要な事実と無関係な原因で保険事故が発生した場合には厳格な効果を発動させないという立法政策的判断も合理的であることから、この様な例外も維持すべきであるという見解も有力であり、保険法においても、因果関係不存在の特則は維持されています。

因果関係不存在の特則に関しては、因果関係の有無の判断基準が問題となりますが、この点について保険法では特に規定していないことから、商法の場合と同様に解釈に委ねられることとなります。なお、因果関係不存在の特則における因果関係という概念は、不法行為等における相当因果関係とは相当に異なるとされていることに留意する必要があります。商法下の裁判例では、例えば、高血圧症の既往症と心臓疾患による死亡との間には因果関係がないとはいえないとされる等、一般的には因果関係の存在を比較的緩やかに肯定する(即ち、因果関係不存在の特則の適用を限定する)傾向があります。また、解釈論としても、保険契約者が事実を正確に告知していたならば、保険者は契約を締結していなかったか又はより高額な保険料で契約を締結したのであろうから、因果関係の不存在を理由に保険者が保険金を支払うことは望ましくなく、一般的には、因果関係不存在の特則の適用をできる限り制限すべきであると解されています。

一方で、因果関係の不存在の場合に保険者を免責しないとする商法の規定がそもそも不当な規定であり、なるべく狭く適用するというのなら格別、因果関係を緩やかに解釈する根拠はないのではないかと、判例が因果関係の不存在をいささか狭く解釈し過ぎているとの批判もなされています。そして、因果関係の有無の判断基準は、因果関係の不存在の特則が上記のような重要な事実と無関係な原因で保険事故が発生した場合には厳格な効果を発動させないという立法政策的判断に立脚していることに鑑みると、因果関係の存否をどの程度緩やかに認めるのが適切かということが問題となり得

るのであって、因果関係の有無の判断基準を改めて考えることの必要性が説かれています。

このため、保険法下において、因果関係の有無の判断基準が、商法下のそれと同様に因果関係不存在の特則の適用を制限的に解し、因果関係を緩やかに認めるものとなるのか、因果関係が認められる場合が厳格なものとなるのか、今後の学説・判例の流れを見守る必要があると思われます。

なお、因果関係不存在の特則は、商法から引き継がれたものですが、保険法では、商法とは異なり、片面的強行規定とされています。商法下では、本特則は任意規定と解されていたため、損害保険契約の中には、因果関係の有無を問わず保険者免責としている約款規定が存在しますが、上記の通り、片面的強行規定とされたので、このような約款規定は修正を行う必要があります。

### 3. 終わりに

今般の保険法の成立を機に、保険契約や保険契約をめぐる関係者のルールについての議論が活発化しています。保険法が実務に与える影響を含め、保険法に関する議論の進展を、今後も引き続き、注視していく必要があると考えます。

以 上

- (1) 本ニューズレターにおいては、平成 19 年 8 月法務省民事局参事官室・保険法の見直しに関する中間試案の補足説明、法制審議会保険法部会資料、山下友信『保険法』第 1 版(2005 年、有斐閣)、萩本修ほか「保険法解説(2)」NBL885 号 23 頁、山下友信「保険法と判例法理への影響」自由と正義 60 巻 1 号 25 頁、木下孝治「告知義務・危険増加」ジュリスト 1364 号 18 頁、山下友信ほか「パネルディスカッション・保険法現代化の到達点とこれからの課題」ジュリスト 1368 号 70 頁、岡田豊基「告知義務」落合誠一ほか編『新しい保険法の理論と実務』第 1 版(2008 年、経済法令研究会)76 頁、大串淳子ほか編『解説保険法』第 1 版(2008 年、弘文堂)等を参考としています。
- (2) 保険契約者とは、保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者をいいます(保険法 2 条 3 号)。
- (3) 被保険者とは、損害保険契約においては、損害保険契約により補することとされる損害を受ける者をいい、生命保険契約においては、その者の生存又は死亡に関し保険者が保険給付を行うこととなる者をいい、傷害疾病定額保険契約においては、その者の傷害又は疾病に基づき保険者が保険給付を行うこととなる者をいいます(保険法 2 条 4 号)。
- (4) 保険者とは、保険契約の当事者のうち、保険給付を行う義務を負う者をいいます(保険法 2 条 2 号)。
- (5) 東京高判昭 61・11・12 判時 1220 号 131 頁参照。
- (6) 保険媒介者から保険者のために保険契約の締結の代理をすることができる者が除外されていますが、これは、保険法には、保険者が告知事項に関する事実を知り又は過失によって知らなかった場合には、保険者からの解除が認められない旨の規定が存在し、且つ、この規定の適用に当たって保険者が悪意重過失であったか否かの判断は代理人によって決するものとされる(民法 101 条 1 項)ことから、代理人が告知妨害等の行為を行えば、告知妨害や不告知教唆の規定の適用を待つまでもなく、保険者は上記の規定により当然に保険契約を解除することができないこととなるため、告知妨害や不告知教唆の規定の適用の対象とする必要がないことによるものです。
- (7) 生命保険会社の営業職員や代理店は、通常告知受領権を与えられていません。
- (8) 大判昭 9・10・30 新聞 3771 号 9 頁参照。
- (9) 例えば、告知義務者が重い既往症があることを認識しているにもかかわらず故意に軽い既往症等を保険媒介者に告げて告知妨害を意図的に誘引し、契約成立後に告知義務違反について争われる場合には、保険契約者が告知妨害に当たり保険者の解除権阻却事由に該当すると主張するというものが考えられます。